

教職員の懲戒処分の公表

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層教職員の服務規律の確保に努めます。

1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概 要	処分根拠
停職 6 月	市立小学校 教諭 (31 歳)	令和 6 年 8 月下旬午後 10 時 35 分頃、大阪府内の飲食店の男女共用トイレにおいて、隣の個室にいた女性を盗撮しようとしたものとして、令和 6 年 9 月 4 日通常逮捕された。また過去に盗撮をしたことがあることも認めた。	地方公務員法第 33 条に違反し、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当

※被処分者は、処分日付けで依願退職した。

2 処分日

令和 6 年 10 月 11 日

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電 話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
----------------------------	--